

対EU輸出水産食品の取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)「一次生産の関連作業」とは、漁船上で行われる活じめ、放血、頭・内臓・鰭の除去、冷凍・冷蔵及び包装をいう。<u>これには、養殖場内での輸送、</u>性質を大きくは変えていない水産物の生産現場における貯蔵又は生産地から最初の目的地となる施設までの輸送を含む。</p> <p>(5)「清浄海水」とは、食品の衛生状態に直接又は間接の影響を与える量の微生物、有害物質及び有毒海洋プランクトンを含んでいない海水又は汽水（天然、人工又は精製）をいう。</p> <p>(6)～(19) (略)</p> <p>(20)「EU向け冷凍船」とは、冷凍船のうち、漁獲物を日本で陸揚げせずに直接EUに輸出する、<u>又はEUに輸出することを目的としてEU以外の海外に漁獲物を輸出するために水産物を漁獲する漁船（加工船及び養殖場で使用される漁船を除く。）</u>をいう。</p> <p>(21)～(34) (略)</p> <p>3.～4. (略)</p> <p>5. 指名食品衛生監視員の指名等</p> <p>厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、都道府県知事等から推薦された食品衛生監視員について、別添2の厚生労働省<u>又は都道府県等</u>が実施する講習会を受講させた上で、<u>適当と認めた場合、</u>対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員として指名する。</p> <p>なお、厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、指名食品衛生監視員について適当でないと判断した場合は、その指名を取り消すものとす</p>	<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)「一次生産の関連作業」とは、漁船上で行われる活じめ、放血、頭・内臓・鰭の除去、冷凍・冷蔵及び包装をいう。<u>養殖場内での輸送及び</u>性質を大きくは変えていない水産物の生産現場における貯蔵又は生産地から最初の目的地となる施設までの輸送を含む。</p> <p>(5)「清浄海水」とは、食品の衛生状態に直接又は間接の影響を与える量の微生物、有害物質及び有毒海洋プランクトンを含んでいない海水<u>及び</u>汽水（天然、人工又は精製）をいう。</p> <p>(6)～(19) (略)</p> <p>(20)「EU向け冷凍船」とは、冷凍船のうち、漁獲物を日本で陸揚げせずに直接EUに輸出する<u>又はEU以外の海外に漁獲物を輸出するために水産物を漁獲する漁船（加工船及び養殖場で使用される漁船を除く。）</u>をいう。</p> <p>(21)～(34) (略)</p> <p>3.～4. (略)</p> <p>5. 指名食品衛生監視員の指名等</p> <p>厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、都道府県知事等から推薦された食品衛生監視員について、別添2の厚生労働省が実施する講習会を受講させた上で、<u>適当と認めた場合、</u>対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員として指名する。</p> <p>なお、厚生労働省医薬食品局食品安全部長は、指名食品衛生監視員について適当でないと判断した場合は、その指名を取り消すものとす</p>

る。

6. ～7. (略)

8. 登録施設等の登録に係る手続等

(1) ～ (2) (略)

(3) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の登録手続等
ア～ウ (略)

エ EU向け冷凍船及び生産漁船が他県へ帰港する場合の現地調査

EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を希望する食品事業者は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県において現地調査を受けることを原則とするが、当該都道府県に帰港できない等のやむを得ない事由がある場合には、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県と協議の上、入港先の都道府県において現地調査を受けることができる。

入港先の都道府県において現地調査を受ける場合は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県から入港先の都道府県又は水産庁漁政部加工流通課に対して現地調査依頼を行う。現地調査の依頼を受けた入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課は現地調査を行った後、その結果をEU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に報告する。

オ 外国での現地調査

EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を希望する食品事業者は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県において現地調査を受けることを原則とするが、1年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由で、外国での現地調査（以下「外国現地調査」という。）を希望する場合には、理由書を添付の上、当該EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県に提出すること。都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国現地調査を要請することができる。都道府県からの要請に対し、水産庁漁政部加工流通課は、下記カ又はキにより外国現地調査を行うことができる。

カ 水産庁職員による外国現地調査

る。

6. ～7. (略)

8. 登録施設等の登録に係る手続等

(1) ～ (2) (略)

(3) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の登録手続等
ア～ウ (略)

エ EU向け冷凍船及び生産漁船が他県へ帰港する場合の現地調査

EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を希望する食品事業者は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県において現地調査を受けることを原則とするが、当該都道府県に帰港できない等のやむを得ない事由がある場合には、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県と協議の上、入港先の都道府県において現地調査を受けることができる。

入港先の都道府県において現地調査を受ける場合は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県から入港先の都道府県に対して現地調査依頼を行い、入港先の都道府県水産部局が現地調査を行った後、その結果をEU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に報告すること。

(旧カに該当)

(旧カに該当)

水産庁漁政部加工流通課は、都道府県からの要請に基づき、水産庁職員による外国現地調査を行うことができる。水産庁漁政部加工流通課は、外国現地調査を行った後、その結果をEU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

キ 漁船等衛生監視者による外国現地調査

水産庁漁政部加工流通課は、都道府県からの要請に基づき、別添14に基づく漁船等衛生監視者による外国現地調査を行うことができる。漁船等衛生監視者は、外国現地調査を行った後、その結果を水産庁漁政部加工流通課を通じてEU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

ク 登録

EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県知事は、書類審査及び現地調査の結果、申請のあった養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船が3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていると認めた場合は、養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船を登録施設として、別紙様式14により登録番号を付して登録すること。なお、登録番号は、養殖場等については養殖場等ごとに漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく免許番号とし、EU向け冷凍船及び生産漁船については漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく登録番号とすること。

(削る。(新オ、カとして移動))

ケ 報告

都道府県知事は、申請のあった養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船について登録した場合は、別紙様式15により水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告すること。

コ その他

(新規)

オ 登録

EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県知事は、書類審査及び現地調査の結果、申請のあった養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船が3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていると認めた場合は、養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船を登録施設として、別紙様式14により登録番号を付して登録すること。なお、登録番号は、養殖場等については養殖場等ごとに漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく免許番号とし、EU向け冷凍船及び生産漁船については漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく登録番号とすること。

カ 外国で現地調査する場合の取扱い

EU向け冷凍船又は生産漁船の食品事業者は、原則として、日本国内において登録を受けるものとするが、1年以上日本に寄港しない等のやむを得ない理由で、外国での現地調査等を希望する場合には、理由書を添付の上、当該EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県に提出すること。都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国における現地調査等を要請することができる。

キ 報告

都道府県知事は、申請のあった養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船について登録した場合は、別紙様式15により水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告すること。

ク その他

水産庁漁政部加工流通課は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する又は入港先の都道府県水産部局と協議した上で、必要と認める場合、水産庁職員を派遣し、都道府県が実施する現地調査について指導、協力及び支援を行うことができる。

また、水産庁長官又は農林水産省消費・安全局長は、当該登録に問題があると判断した場合は、都道府県知事に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事はこれを踏まえ必要な措置をとること。

(4)～(5) (略)

9. 登録後の事務

(1) (略)

(2) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船
ア (略)

(削る。(新カとして移動))

(削る。(新キとして移動))

イ EU向け冷凍船及び生産漁船が他県へ帰港する場合の監視等

食品事業者は、EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を行った都道府県（以下「登録都道府県」という。）においてEU向け冷凍船又は生産漁船の監視を受けることを原則とするが、登録都道府県に帰港できない等のやむを得ない事由の場合には、登録都道府県と協議の上、入港先の都道府県において監視を受けることができる。

入港先の都道府県において監視を受ける場合は、登録都道府県か

水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長は当該登録に問題があると判断した場合は、都道府県知事に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事はこれを踏まえ必要な措置をとること。

(4)～(5) (略)

9. 登録後の事務

(1) (略)

(2) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船
ア (略)

イ 監視結果等の報告

都道府県水産部局の長は、当該年度のアの監視結果を別紙様式24により、毎年3月中に水産庁漁政部加工流通課長及び農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長あてにチェックリストの写し並びに指摘事項及び改善状況の一覧をもって報告をすること。

ウ 登録の取消し等

都道府県知事は、監視の結果、登録した養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船が3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていないと判断した場合は、当該施設に対して、文書により、改善指導又は登録の取消しの措置をとるとともに、速やかに水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告すること。

エ EU向け冷凍船及び生産漁船が他県へ帰港する場合の監視等

登録したEU向け冷凍船又は生産漁船の食品事業者は、登録を行った都道府県（以下「登録都道府県」という。）において監視を受けることを原則とするが、当該都道府県に帰港できない等のやむを得ない事由の場合には、入港先の都道府県において監視を受けることができる。

入港先の都道府県において監視を受ける場合は、登録を行った都

ら入港先の都道府県又は水産庁漁政部加工流通課に対して別紙様式25により監視依頼を行う。監視依頼を受けた入港先の都道府県水産部局又は水産庁漁政部加工流通課は監視を行った後、その結果を別紙様式26により登録都道府県水産部局に報告すること。

ウ 外国での監視

食品事業者は、登録都道府県においてEU向け冷凍船又は生産漁船の監視を受けることを原則とするが、1年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由で、外国での監視（以下「外国監視」という。）を希望する場合は、理由書を添付の上、登録都道府県に提出すること。登録都道府県は、その理由が妥当と認める場合には、水産庁漁政部加工流通課に外国監視を要請することができる。登録都道府県からの要請に対し、水産庁漁政部加工流通課は、下記エ又はオにより外国監視を行うことができる。

エ 水産庁職員による外国監視

水産庁漁政部加工流通課は、登録都道府県からの要請に基づき、水産庁職員による外国監視を行うことができる。水産庁漁政部加工流通課は、外国監視を行った後、その結果を登録都道府県水産部局に連絡する。

オ 漁船等衛生監視者による外国監視

水産庁漁政部加工流通課は、登録都道府県からの要請に基づき、別添 14 に基づく漁船等衛生監視者による外国監視を行うことができる。漁船等衛生監視者は、外国監視を行った後、その結果を水産庁漁政部加工流通課を通じて登録都道府県水産部局に連絡する。

カ 監視結果等の報告等

登録都道府県水産部局の長は、当該年度の監視結果を別紙様式24により、毎年3月中に水産庁漁政部加工流通課長及び農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長宛にチェックリストの写し並びに指摘事項及び改善状況の一覧をもって報告をすること。

キ 登録の取消し等

登録都道府県知事は、監視の結果、登録した養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船が3.(2)及び(3)の登録要件を満たしていないと判断した場合は、当該施設に対して、文書により、改善指導又は登録の取消しの措置をとるとともに、速やかに水産庁長官及び

道府県から入港先の都道府県に対して別紙様式25により監視依頼を行い、入港先の都道府県水産部局がアの監視を行った後、その結果を別紙様式26により登録を行った都道府県水産部局に報告すること。

(旧カに該当)

(旧カに該当)

(新規)

(旧イ)

(旧ウ)

農林水産省消費・安全局長に報告すること。

ク 食品事業者によるEU向け冷凍船及び生産漁船の帰港予定日の報告

EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船又は生産漁船が帰港する予定日の情報について、登録都道府県に対して別紙様式27により報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。なお、当該EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者が帰港予定日について虚偽の連絡を行った場合は、登録都道府県は登録を取消すこと。

(削る。(新ウ、エとして移動))

ケ EU向け冷凍船の運航計画の報告

EU向け冷凍船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船の運航計画について、登録都道府県に対して別紙様式28により毎年4月の第1週までに報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。

コ 水産庁漁政部加工流通課の現地査察

水産庁漁政部加工流通課長は、必要と認める場合、担当官を登録を受けた養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船に派遣し、3.(2)及び(3)の要件を満たしていることを確認することができる。

サ 査察結果を踏まえた登録の取消等

水産庁漁政部加工流通課長は、担当官の査察の結果、3.(2)及び(3)の要件を満たしていないと判断した場合は、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事等はこれを踏まえて改善指導、登録の取消等必要な措置をとるものとする。

オ EU向け冷凍船及び生産漁船の食品事業者による帰港予定日の報告

EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船又は生産漁船が帰港する予定日の情報について、登録都道府県に対して別紙様式27により報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。なお、当該EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者が帰港予定日について虚偽の連絡を行った場合は、登録都道府県は登録を取消すこと。

カ 外国で監視する場合の取扱い

EU向け冷凍船又は生産漁船の食品事業者は、原則として、日本国内においてアの監視を受けるものとするが、1年以上日本に帰港しない等のやむを得ない理由で、外国での監視等を希望する場合は、理由書を添付の上、当該EU向け冷凍船及び生産漁船を所管する都道府県と相談を行うこと。都道府県は、その理由が妥当と認める場合は、水産庁漁政部加工流通課に外国における監視等を要請することができる。

キ EU向け冷凍船の運航計画の報告

EU向け冷凍船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船の運航計画について、登録都道府県に対して別紙様式28により毎年4月の第1週までに報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。

ク 水産庁漁政部加工流通課の現地査察

水産庁漁政部加工流通課長は、必要と認める場合、輸出水産食品検査担当官を登録を受けた養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船に派遣し、3.(2)及び(3)の要件を満たしていることを確認することができる。

ケ 査察結果を踏まえた登録の取消等

水産庁漁政部加工流通課長は、輸出水産食品検査担当官の査察の結果、3.(2)及び(3)の要件を満たしていないと判断した場合は、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事等はこれを踏まえて改善指導、登録の取消等必要な措置をと

10. (略)

11. ホタテガイ等二枚貝の取扱い

(1)～(2) (略)

(3) 生産海域及び中継海域のモニタリング並びに施設の監視
ア～ウ (略)

エ 貝類衛生対策委員会は、次の(ア)及び(イ)に該当し、かつ、
貝類衛生対策委員会が実施する研修を受けた者の中からサンプリング
を行う者を指名すること。

(ア) 獣医学又は水産学等の課程を卒業又は水産関係業務に3年以
上従事した公的機関職員

(イ) 本要領の趣旨を理解し、生産海域及び中継海域のモニタリン
グを行うためのサンプリングを遂行できる能力を有する者

なお、地方厚生局長は、当該指名を受けた者が適当でないと判断
した場合は、貝類衛生対策委員会に対し、その旨通知し、貝類衛生
対策委員会は必要な措置をとること。

オ～キ (略)

(4)～(7) (略)

別添1 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第1～第5 (略)

第6 水産物の衛生基準

1.～4. (略)

5. 鉛、カドミウム及び水銀

(1)～(2) (略)

(3) 検査法及び基準値

検査は公定法に準じて行うこととし、検査結果の評価は、試行数
2回の平均値がEU規則(EC)No 1881/2006 の基準値を超えないこ

るものとする。

10. (略)

11. ホタテガイ等二枚貝の取扱い

(1)～(2) (略)

(3) 生産海域及び中継海域のモニタリング並びに施設の監視
ア～ウ (略)

エ 貝類衛生対策委員会は、都道府県等衛生部局又は都道府県水産部
局に所属する獣医学又は水産学等の課程を卒業した技術系職員(水
産業改良普及員を含む)であって、かつ、貝類衛生対策委員会が実
施する研修を受けた者の中から、サンプリングを行う者を指名する
こと。地方厚生局長は、当該指名を受けた者が適当でないと判断し
た場合は、貝類衛生対策委員会に対し、その旨通知し、貝類衛生対
策委員会は必要な措置をとること。

オ～キ (略)

(4)～(7) (略)

別添1 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第1～第5 (略)

第6 水産物の衛生基準

1.～4. (略)

5. 鉛、カドミウム及び水銀

(1)～(2) (略)

(3) 検査法及び基準値

検査は公定法に準じて行うこととし、検査結果の評価は、試行数
2回の平均値がEU規則(EC)No 466/2001 の基準値を超えないこ

と。
6. ～7. (略)
第7～第10 (略)

別添2～5 (略)

別添6 EU向け冷凍船及び生産漁船についてのチェックリスト
実施年月日
実施者

チェック項目	評価	チェックポイント
<p>●<u>漁船に関する基礎情報</u></p> <p>船名 () 漁法 () トン数 ()</p> <p>●<u>期間限定及び漁業種類限定登録の有無</u> 期間又は漁業種類を限定して、EU向け冷凍船及び生産漁船を登録する場合、次の「<u>期間限定登録</u>」又は「<u>漁業種類限定登録</u>」の項目をチェックした上でそれぞれ必要事項を記入すること。 <input type="checkbox"/> <u>期間限定登録</u> (登録対象期間:) <input type="checkbox"/> <u>漁業種類限定登録</u> (登録対象漁業種類:)</p> <p>●<u>乗組員について</u> 1 EUの衛生管理基準が乗組員に周知されていること。</p> <p>●<u>漁船の構造設備に関する基準</u></p> <p>2 (略)</p>		<p><u>対EU輸出水産食品の取扱要領の船内保持</u></p>

と。
6. ～7. (略)
第7～第10 (略)

別添2～5 (略)

別添6 EU向け冷凍船及び生産漁船についてのチェックリスト
実施日
実施者

チェック項目	評価	チェックポイント
<p>●<u>乗組員について</u> 1 EUの衛生管理基準が乗組員に周知されていること。</p> <p>●<u>漁船の構造設備に関する基準</u></p> <p>2 (略)</p>		<p><u>冊子の船内保持</u></p>

<p>3 水産物が接触する表面は、滑らかで洗浄しやすく、耐腐食性の適切な材質であること（木製は不可。）。また、表面のコーティングは堅牢で、毒性がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デッキ ・冷凍室 ・魚倉 ・その他水産物が触れるもの <p>4～19（略）</p> <p>20 積卸し及び陸揚げに用いる機器で水産物に接触するものは、洗浄及び消毒が容易な材質を用い、補修等の維持管理が適切で清潔な状態に保たれていること。</p> <p>21～22（略）</p>	<p>材質名（<u>コーティング物質名</u>）： 材質名（<u>コーティング物質名</u>）： 材質名（<u>コーティング物質名</u>）： 材質名（<u>コーティング物質名</u>）：</p> <p>材質名（<u>コーティング物質名</u>）： 材質名（<u>コーティング物質名</u>）：</p>	<p>3 水産物が接触する表面は、滑らかで洗浄しやすく、耐腐食性の適切な材質であること（木製は不可。）。また、表面のコーティングは堅牢で、毒性がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デッキ ・冷凍室 ・魚倉 ・その他水産物が触れるもの <p>4～19（略）</p> <p>20 積卸し及び陸揚げに用いる機器で水産物に接触するものは、洗浄及び消毒が容易な材質を用い、補修等の維持管理が適切で清潔な状態に保たれていること。</p> <p>21～22（略）</p>	<p>材質名： 材質名： 材質名： 材質名：</p>
--	---	--	--

注) 評価の欄には、「適格 (A)」、又は「不適格 (R)」を記入すること。
また、該当しない場合には「該当無し」と記入すること。

別添7（略）

別添8 対EU輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域、浄化センター等の認定等に関する基準

第1～第4（略）

第5 活二枚貝の衛生基準

1. ～2.（略）

注) 評価の欄には、「適格 (A)」、「条件付き適格 (M)」、又は「不適格 (R)」を記入すること。
該当しない場合には「該当無し」と記入すること。

別添7（略）

別添8 対EU輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域、浄化センター等の認定等に関する基準

第1～第4（略）

第5 活二枚貝の衛生基準

1. ～2.（略）

3. EU規則(EC)No 2073/2005 に定める方法又はこれと同等の精度を有するその他の微生物学的方法によって、貝の内部及び貝内容液の100g 当たり E.coli が 230 以下でなければならない。

4. (略)

第6～第9 (略)

別添9～13 (略)

別添14

漁船等衛生監視者制度について

第1 漁船等衛生監視者の登録

1. 登録

水産庁漁政部加工流通課は、申請のあった者が3. の全ての要件を満たしていると認めた場合は、漁船等衛生監視者として登録する。

2. 漁船等衛生監視者の役割

漁船等衛生監視者は、都道府県からの要請に基づく水産庁からの指示により、EU 向け冷凍船又は生産漁船の登録に当たり必要な外国現地調査及び登録後の外国監視を行うことができる。

3. 登録要件

漁船等衛生監視者として登録される者は、下記(1)から(4)までに定める要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 水産学等の課程を修了した者、漁業関係業務に従事した経験がある者、又は同等の水産一般の知識を有する者であること。

(2) 外国現地調査又は外国監視の対象となる EU 向け冷凍船又は生産漁船の所有者及び関係者と利害関係がない者であること。

(3) 本登録の趣旨を理解し、都道府県からの要請に基づく水産庁からの指示により、EU 向け冷凍船又は生産漁船の登録に当たり必要な外国現地調査や登録後の外国監視を円滑に遂行できる能力を有する者であること。

3. 5本3段階法のMPN法又はこれと同等の精度を有するその他の微生物学的方法によって、貝の内部及び貝内容液の100g 当たり E.coli が 230 以下でなければならない。

4. (略)

第6～第9 (略)

別添9～13 (略)

(新規)

(4) 年に1回以上、水産庁が開催する講習会に参加できる者であること。なお、当該講習会の基本的な内容は、第3のとおりとする。

4. 登録手続

(1) 漁船等衛生監視者の登録を希望する者は、別紙様式により水産庁漁政部加工流通課に申請することができる。

(2) 水産庁漁政部加工流通課は申請書類を審査し、漁船等衛生監視者候補として3.の登録要件を満たすことが期待されると判断した場合には、第3に定める講習会について申請者に対し通知する。

(3) 水産庁漁政部加工流通課は、講習会を通じて、申請者が3.の登録要件を全て満たしていると判断した場合には、申請者に対し、漁船等衛生監視者として登録したことを通知する。

(4) 水産庁漁政部加工流通課は漁船等衛生監視者登録者リスト(以下「登録者リスト」という)を管理する。

(5) 漁船等衛生監視者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに水産庁に報告しなければならない。水産庁漁政部加工流通課は、報告に基づき登録者リストを変更する。

5. 登録期間

登録期間は、基本的に1年間とするが、第3に定める水産庁が開催する講習会に参加することによって登録期間の更新ができる。

6. 登録の取消し

水産庁漁政部加工流通課は、漁船等衛生監視者が、以下のいずれかに該当する場合には登録を取り消すことができる。

(1) 3.の要件を満たさなくなったとき

(2) 漁船等衛生監視者としてふさわしくない行為があったとき

(3) 辞退願いを提出したとき

第2 漁船等衛生監視者による外国現地調査及び外国監視

漁船等衛生監視者は、外国現地調査及び外国監視を、取扱要領別添6

のチェックリストにより行い、その結果を水産庁漁政部加工流通課を通じて、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する都道府県水産部局に連絡する。

第3 漁船等衛生監視者に係る講習会

1. 講習会の目的

講習会は、EU向け冷凍船又は生産漁船の外国現地調査又は外国監視を行う漁船等衛生監視者が、取扱要領における漁船に関する登録基準について、十分な知識を修得することを目的とする。

2. 講習会プログラム

以下のプログラムを基本として実施する。

(1) 漁船等衛生監視者の役割について

(2) 取扱要領について

- ・漁船の構造設備に関する基準について
- ・漁船の衛生管理に関する基準について

3. 講師

講習会の講師は、水産庁職員又は水産庁漁政部加工流通課が依頼した水産学専門家とする。

4. テキスト

取扱要領を主たるテキストとする。また、必要に応じ、一般社団法人大日本水産会が作成した「漁船漁業品質管理ガイドライン」等を補助資料として使用できる。

(別紙様式 漁船等衛生監視者登録申請書様式)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

申請者 住所
氏名

印

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

漁船等衛生監視者登録申請書

漁船等衛生監視者として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 登録を希望する者の氏名及び住所（法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名）

2. 添付書類

(1) 水産学等の課程を修了した者、漁業関係業務に従事した経験がある者、又はそれらの者と同等の水産一般の知識を有している者であることを示すもの

(2) EU 向け冷凍船及び生産漁船の登録に当たり必要な外国現地調査や登録後の外国監視を円滑に遂行できる能力を有することを示すもの

別紙様式 1～24（略）

別紙様式 25 監視依頼書様式

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿
水産庁漁政部加工流通課長 殿

□□都道府県知事
□□都道府県水産部局長

EU向け冷凍船（生産漁船）監視依頼書

本県所属の〇〇丸に関しては、〇〇の理由により本年度、本県に

別紙様式 1～24（略）

別紙様式 25 監視依頼書様式

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

□□都道府県知事

EU向け冷凍船（生産漁船）監視依頼書

本県所属の〇〇丸に関しては、〇〇の理由により本年度、本県に

帰港する予定はなく、貴県（又は〇〇県）の〇〇港へ入港する事が確定致しました。つきましては、〇〇丸の監視に関して、監視依頼をお願い致します。また、本船の入港予定日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日です。

別添

1. 〇〇丸の対EU輸出水産食品取扱施設等登録書（写し）
2. 漁船原簿謄本（写し）
3. 最新のチェックリスト（写し）

別紙様式26 監視結果報告書様式

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿
 〇〇都道府県水産部局長 殿

〇〇都道府県知事
水産庁漁政部加工流通課長

EU向け冷凍船（生産漁船）監視結果報告書

平成 年 月 日付け第 号により〇〇知事から依頼のあった監視に関しては、下記のとおり終了したので、報告します。

登録番号	対EU輸出水産食品 取扱施設等の名称	監視年月日	監視結果
〇〇〇	〇〇〇丸	〇〇年〇〇月〇〇日	

帰港する予定はなく、貴県の〇〇港へ入港する事が確定致しました。つきましては、〇〇丸の監視に関して、監視依頼をお願い致します。また、本船の入港予定日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日です。

別添

1. 〇〇丸の対EU輸出水産食品取扱施設等登録書（写し）
2. 漁船原簿謄本（写し）
3. 最新のチェックリスト（写し）

別紙様式26 監視結果報告書様式

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇都道府県知事

EU向け冷凍船（生産漁船）監視結果報告書

平成 年 月 日付け第 号により〇〇知事から依頼のあった監視に関しては、下記のとおり終了したので、報告します。

登録番号	対EU輸出水産食品 取扱施設等の名称	監視年月日	監視結果
〇〇〇	〇〇〇丸	〇〇年〇〇月〇〇日	

<p>注：(1) 監視結果は、適、条件付き適、不適で記入すること。 (2) 条件付き適及び不適の場合は、その内容を別添で添付すること。</p> <p>別添 チェックリスト</p> <p>別紙様式 27～30 (略)</p>	<p>注：(1) 監視結果は、適、条件付き適、不適で記入すること。 (2) 条件付き適及び不適の場合は、その内容を別添で添付すること。</p> <p>別添 チェックリスト</p> <p>別紙様式 27～30 (略)</p>